令和９年度予算編成方針の概要

基　本　方　針

令和９年度は、「第４次晴れの国おかやま生き活きプラン」（以下「第４次プラン」という。）の基本目標である「生き活き岡山」の実現に向け、４つの重点戦略等に基づく施策、特に喫緊の課題である人口減少問題への対応などに、市町村等とも一層連携を図りながら、着実に取り組むことで、好循環の流れをさらに力強いものにし、本県の持続的な発展に結びつけるための予算編成とする。

予 算 要 求 基 準

基本方針を踏まえ、第４次プランに掲げる「結婚・子育ての希望がかなう社会の実現」、「夢を育む教育県岡山の推進」、「地域を支える産業の振興」、「安心で豊かさが実感できる地域の創造」の４つの重点戦略等に基づき重点的に推進する施策や喫緊の課題である人口減少問題へ対応するための施策、特に少子化対策、女性や若者の還流・定着対策、人手不足対策・人口減少から生じる諸課題への対策、地域産業の成長につながる対策については、既存事業の積極的なスクラップ・アンド・ビルドを前提に、部局間の予算配分にとらわれず、重点的に財源を配分することとし、以下のとおり要求基準を定める。

また、国の「経済財政運営と改革の基本方針２０２６」において、補正予算依存からの脱却及び恒常的な施策の当初予算化の方向性が示されたこと（以下「国の予算編成の変更」という。）を踏まえ、これまで補正予算で対応してきた事業についても、当初予算において対応が必要なものは適切に要求に反映させることとする。

加えて、厳しい財政状況に鑑み、収支改善を適切に確保するとともに、持続可能な財政運営を図るため、国の補正予算に対応する場合等を除き、県の負担増につながる補正予算の編成や国庫補助事業の内示落ちに係る地方負担額の流用は、原則認めない。ただし、補助公共事業の内示落ちについては、防災・減災対策の推進の観点から、財政当局が認めた所要額は、単独公共事業への振替を認める。

なお、今後、国の予算編成や地方財政措置等の内容が明らかになるのに合わせ、あらためて通知することもある。

［義務的経費］

過去の執行実績を踏まえて、現行の見積方法を精査するなど、必要最小限の所要額での要求とすること。

［一般行政経費］

別紙「令和９年度重点的に推進すべき施策に関する方針」に基づき重点的に推進する施策・事業については、緊急性や費用対効果等の観点から、財政当局と協議・調整を行った上で厳選し、所要額の要求を認める。

（事業費）

・　単県医療費公費負担等の社会福祉の見地から支出される経費や、協定や契約に基づき負担額があらかじめ決められている経費など、その性質が義務的経費に準ずる経費のうち、財政当局が認めたものについては要求上限を設けないこととする。その要求に当たっては義務的経費と同様に必要最小限の所要額での要求とすること。なお、適正な受益者負担の在り方を検討の上、制度の抜本的な見直しに取り組んだ場合には、財政当局が認めた額を要求上限に加算する。

上記の準義務的経費以外の経費については、これまでの行革による見直し内容の維持、事業のさらなる選択、国からの財源等の有効活用、経費節減の徹底等は継続した上で、一般財源ベースで令和８年度当初予算額に、物価・賃金上昇の影響を考慮して財政当局が示した額を加算した額を要求上限とする。

要求に当たっては、安易にシーリングを一律にかけるといった手法をとらないよう努めるとともに、既存の施策・事業について行政評価の実施結果等を基に積極的なスクラップ・アンド・ビルドを行うこと。この趣旨に沿って事業の廃止等に取り組んだ場合には、財政当局が認めた額を要求上限に加算する。

また、要求上限にかかわらず、国の予算編成の変更によって当初予算で計上する必要がある事業で、財政当局が認めたものは、所要額を要求できることとする。

（運営費）

・　事業費ベースで令和８年度当初予算額に、物価・賃金上昇の影響を考慮して財政当局が示した額を加算した額を要求上限とする。

なお、要求上限にかかわらず、国の予算編成の変更によって当初予算で計上する必要があるもの並びに個別管理事業及び行革の推進に資するもの等で財政当局が認めたものは、所要額を要求できることとする。

［投資的経費］

道路・橋梁等の計画的な維持修繕、適切な管理に取り組むとともに、老朽化対策、防災・減災対策を中心に必要な社会基盤整備を着実に進める。

・　補助・単独公共事業と維持修繕経費を合わせた地方負担額（県債＋一般財源）ベースで令和８年度当初予算額（国庫補助事業を活用して「安全・安心な県土づくり」をさらに推進することの必要性を考慮して加算した額を除く。）に、物価・賃金上昇の影響、及び国庫補助事業を活用して「安全・安心な県土づくり」をさらに推進することの必要性を考慮して財政当局が示した額を加算した額を要求上限とする。なお、要求上限にかかわらず、防災・減災対策の推進の観点から、「第１次国土強靭化実施中期計画」に基づく事業及び岡山市・玉野市林野火災跡地の復旧のための治山事業等、また、国の予算編成の変更によって当初予算で計上する必要がある事業については、財政当局が認めた所要額を要求できることとする。

・　維持修繕経費は、要求上限の範囲で、地方負担額ベースで令和８年度当初予算額の１１０％までの要求を認める。

・　このほか、一定規模以上の建築公共事業（水島警察署建替整備、新設岡山盲・聾

学校新校舎等整備、岡山桃太郎空港機能強化事業）は個別管理とし、所要額を精査した上で要求を認める。

・　また、個別施設計画に基づく施設等の大規模修繕事業については、財政当局が認めた所要額を要求できることとする。

・　国直轄事業負担金及び災害復旧事業費については、所要額での要求とすること。

別　紙

令和９年度　重点的に推進すべき施策に関する方針

「第４次晴れの国おかやま生き活きプラン」（以下「第４次プラン」という。）及び「第３期おかやま創生総合戦略」（以下「第３期創生戦略」という。）を総合的、効果的に推進するため、令和９年度において重点的に推進すべき施策については、次のとおりとする。

１　基本方針

少子化対策、女性や若者の還流・定着対策、人手不足対策・人口減少から生じる諸課題への対策、地域産業の成長につながる対策などの喫緊の課題を克服し、本県の持続的発展に向けた確実な道筋を示すため、第４次プラン及び第３期創生戦略に基づく施策について、市町村をはじめ、様々な主体と連携しながら、一層の重点化を図る。

２　重点的に推進すべき施策を検討する分野

（１）第４次プランの重点戦略の推進

令和９年度は、第４次プランの行動計画期間の３年目となることから、「生き活き岡山」の実現に向けて、

結婚・子育ての希望がかなう社会の実現
夢を育む教育県岡山の推進
地域を支える産業の振興
安心で豊かさが実感できる地域の創造

の４つの重点戦略に係る生き活き指標の達成のため、事業成果を重視し、必要性、優先度等を十分勘案した実効性の高い施策を検討する。

（２）おかやま創生の推進

第３期創生戦略で掲げる４つの基本目標（自然減対策、社会減対策、経済力の確保、地域の活力維持）の達成に向けて、一層注力するとともに、市町村をはじめとする多様な主体と連携した、実効性の高い施策を検討する。

３　効果的な検討のために留意する視点

限られた財源を最大限活用するため､以下に列記するとおり、ＥＢＰＭやデジタル技術、先進事例等を活用し、好循環の起点となるような効果的な施策を検討する。

（１）ニーズの把握・ＥＢＰＭの取組推進

県民満足度調査結果をはじめとする様々なデータを活用するなど、県民、企業、市町村等のニーズを的確に把握するとともに、科学的根拠を参照し、現状と課題についてロジックツリーなどの手法を活用した分析を行うなど、ＥＢＰＭを県庁全体で推進する。

（２）デジタル技術の活用

先進的な技術開発の動向はもとより、国や自治体での活用事例や実情等を十分に確認し、ＡＩの積極的な活用を含め、トータルコストを抑制しつつ利便性や生産性の向上に確実につながるものとなるよう、デジタル技術の活用を検討する。

（３）先進事例等の活用

他の都道府県（全国知事会の先進政策バンク等）や民間、海外などにおける様々な先進・成功事例やエビデンスを収集し、施策の効果やコストの確認のために活用する。

（４）市町村等との連携強化

人口減少等により課題が増大するなか、市町村等と県がともに取組を進めることで、効果的・効率的な課題解決につながる可能性のある分野については、市町村等との連携強化の取組を検討する。

（５）行政評価結果等の活用

行政評価の結果等を活用して既存事業の分析を行い、第４次プランの目標値達成に向けて適切な施策となるように検討する。

４　国の動向等を踏まえた検討

国の「経済財政運営と改革の基本方針 2026」や「地域未来戦略」、「こども未来戦略」等はもとより、予算編成の動向等を確認の上、必要に応じて施策に反映する。